

※録音から文字をおこしたものです。内容を変えないように、てにをはや言い回しなどを訂正しています。また補足説明をしている部分は () で示しました。正式なものは、議事録をご覧ください。

《総務部に関連する質問》

【付託案件】

○よしまた議員

おはようございます。質問を行いたいと思います。

議案第1号「令和元年度青森県一般会計補正予算(第1号)案」についてお聞きします。

財務会計オンラインシステムの改修に係る調査経費が計上されています。改修の経費ではなく、そのための調査の経費ということですが、概要をお聞かせください。

○三浦会計管理課長

財務会計オンラインシステムは、歳入、歳出及び決算等、財務に係る情報全般を処理するシステムです。予算編成システム、統合庶務システム、生活保護システム等、他のシステムにも連携しております。

歳出予算に係る節の番号や名称につきましては、地方自治法施行規則に定められており、財務会計オンラインシステムでは、これに従い、節区分を設定しております。

今回、地方自治法施行規則の一部が改正され、歳出予算の節区分から7賃金が削除され、8報償費以降の番号が順次繰り上がることとなったことから、財務会計オンラインシステムのプログラムを改修する必要が生じました。

このため、改修に先立ち、多数あるプログラムの中から、改修の対象となるプログラムを特定し、作業工数、スケジュール及び所要経費等を精査するため、専門業者へ業務の委託をし、調査を実施することとしたものです。

○よしまた議員

このシステムの改修は来年度から会計年度任用職員制度が始まるという事に合わせて改修するものだと理解していますが、それでよ

ろしいですか？

○三浦会計管理課長

議員仰る通りでございますが、令和二年度から規則が変わるという事でございますが、総務省からシステム改修等の状況に応じて、令和予算編成後に、節の区分を改正する事も止むを得ないという見解が示されております。

当県の財務会計オンラインシステムの改修につきましては、これらを踏まえまして、他県における対応状況等も、適宜確認したうえで、最適で確実な改修業務の実施が可能なスケジュールで対応する事としたものでございます。

○よしまた議員

はい。会計年度任用職員制度が始まる事に伴うんですね？ という事でそれはYESと言う事だと思います。そして改修のスケジュールについても答弁をいただきました。

会計年度任用職員制度そのものは来年度から始める。しかしシステムの改修はそれに間に合わない、という事になるんです。その間どう対応するのでしょうか。

節番号は「007」。歳出節の「007」ってのは賃金ですね。この賃金が削除され、「008」以降が順次これ繰り上がるシステム変更です。

来年度はそれが間に合わないけれど、(会計年度任用職員制度には)対応します、と。どういう風に対応しますか？

○三浦会計管理課長

令和二年度につきましては引き続き現在のコード番号の付いた処理といたします。データ連携を渡っている予算編成システムと他のシステムとの間で調整を行います。システム上支障がないという事は確認してございます。

また令和二年度決算につきましては、システム改修後の処理となることから、改正後の歳出予算の節の番号に対応したものとなります。

いずれに致しましても、引き続き安定化等と調整の上、適正なシステムの運用に努めてまいります。

○よしまた議員

システム上「007」と言う歳出節を残しても、会計年度任用職員制度は上手く回っていくという事だと思うんです。であれば改修の必要性はあまり無いんじゃないかなと思うんです。そのまま上手くいくなら。

今回の調査費 671 万円、その先にシステム改修費も当然出てきます。本体その物が必要になってきます。これはどういう改修するかと言うと、「007」が無くなるために、「008」以降ずっと順次繰り上げるって言うだけの改修。但し、分野が広いから本当に金がかかると言うのもよくわかります。

しかしそれをしなくても、来年度は会計年度任用職員制度は回るという事ですから、そんなに必要性を感じません。これは地方自治法の施行規則の改正に伴った事なので、県で判断できないかもしれません。従って、こういう施行規則の改正をシステム上行った国の姿勢の問題だと思うんですが。うまく経費が削減できるように手当てして頂きたいと思うんです。

繰り返しますが、会計年度任用職員制度が来年度から始まることに伴うシステムの改修です。会計年度任用職員制度そのものについては、先の一般質問で斎藤議員が取り上げていらっしゃいます。その際、現在様々な検討を行っている段階だという趣旨の答弁がありました。来年度から運用開始が決まっております。その下で色々検討している段階だという事ですが、スケジュールはどのように取り組もうとしているのかお聞きします。

○石坂人事課長

県では、総務省が示している事務処理マニュアルに基づきまして、会計年度任用職員制度導入に向けての準備を進めており、平成

31 年 4 月以降は、特別職非常勤職員から会計年度任用職員等など出向が必要な職について任用形態等の整理や、各職における給与水準、休暇などの勤務条件に係る具体的な検討を各所属において行っております。今後は各職における給与水準休暇など勤務条件を確定し、令和 2 年 4 月 1 日以降の採用に向けて募集活動を行う事となります。

○よしまた議員

斎藤議員の答弁の中でも、特別職非常勤職員から会計年度任用職員等への移行について整理が必要と答弁したと記憶しているんですが、先ほどの答弁でもその趣旨の話がございました。

整理と言うのはどのような整理を行っているのか伺います。

○石坂人事課長

地方公務員法の改正により、臨時または非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員等として任用される特別職の非常勤職員につきましては、専門的な知識経験または識見に基づき、助言調査等を行う職として、例えば統計調査員、産業医など国の通知で示された限定された所です。

そのため、特別職非常勤職員から会計年度任用職員等への移行が必要な職については、それぞれの職の職務の内容勤務形態を踏まえ、移行後にどのような運用形態が適切であるか、具体的な検討を進めている所でございます。

○よしまた議員

会計年度任用職員は年度ごとの契約になる訳ですが、業務によっては継続性が必要となる業務も少なくないと思います。待遇改善に繋がるように求めていきたいと思うんです。

法の趣旨から言っても、臨時非常勤職員の賃金や労働条件を引き下げようような事があるとは思えないし、根本的には正社員を増やす事なんだと思いますので、それが一番の筋だと指摘して質問を終わりたいと思います。

【所管事項】

○よしまた議員

ふるさと納税について取り上げます。

総務省の調査を受け、2018年度のふるさと納税は、県と三市町村で赤字になったと報じられました。

この制度は「納税」と表現されていますが、実質は寄付金ですので、以下そのような呼び方をしたいと思うんですが、ふるさと納税が赤字だとされるのは、収入となる寄付金に対し、支出となる住民税の控除が上回ったという事です。これは県に限って言うと昨年だけの傾向ではないと思うんです。

3年間の収支を聞きたいと思うんですが、平成28年度から平成30年度までの各年度のふるさと納税の寄付実績と、その翌年度の個人県民税の寄付金控除額を伺います。

○織田財務課長

県に対するふるさと納税の寄付実績ですが、平成28年度は件数が56件、金額が553万円余、平成29年度は件数が98件、金額は924万円余、平成30年度は件数が129件、金額が367万円余となっております。

また、県内市町村の定期賦課におけるふるさと納税制度による個人県民税の寄附金控除額は、総務省が公表している数値によりますと、平成29年度が1億8,401万円余、平成30年度が4億2,459万円余、令和元年度が3億4,270万円余となっております。

○よしまた議員

毎年赤字だと。赤字の額は平成28年度は大体1億円以上、29年度は4億円以上、30年度も3億円ぐらいと言うことで収支になるんだと思います。

赤字なっていて、これはきっと創設時からそういう風になっていると思うんですが、ふるさと納税は返礼品の過熱などが問題になっておりますが、県に限って言うと、他県への寄付金だけでなく県内自治体への寄付金であっても、それが青森県に対するものでなければ、すべて県民税が控除され、マイナスに

しかならないという問題があります。青森県民がふるさと納税をやればやるほど県の赤字額が増えていく。構造上の仕組みになっています。当たり前の事なんですけど、県民税を控除する人が悪い訳でもありませんし、寄付をする人が悪い訳でもなくて、誰も悪くないんだけどこういう仕組みになっている。

ふるさと納税と言う趣旨は大変大事だと思いますので、この趣旨に沿って制度が改善される事が大事だろうと思います。

根本的には地方交付税そのものを増やす事が求められています。

お聞きしますが、こうした制度上の問題を抱えている訳ですが、県は今後どのようにふるさと納税を取り組んでいきたいと思っておりますか。

○織田財務課長

県ではふるさと納税の趣旨を踏まえ、これまで本県の魅力のPRと歳入確保に向け各種広報媒体の周知を始め、各地域の青森県人会などの関係団体や県内外で開催されるイベントでの広報用パンフレット等の配布、さらには平成29年1月から県産品の送付を開始するなど、様々な取り組みを行ってきたところです。

また今年度からは、新たに寄付者の利便性を高めるため、民間のふるさと寄付金ポータルサイトを通じて情報配信を開始しました。

こうした取り組みをした結果、寄付件数が増加傾向にあり、今年度の9月末の寄付金件数は、昨年同時期の42件を大きく上回る136件になっています。

今後は寄付額についても増加が図られるように、他県の取り組みを参考にしながら、より多くの方々に本県を応援する気持ちをふるさと納税に反映して頂けるよう、制度の枠組みの中で工夫をしながら取り組んでいきたいと考えております。

○よしまた議員

寄付件数が増えてるという事ですが、先ほどの答弁だと、平成28年度は寄付一件当たり大体100万円平均です。平成29年度も平均100万円——98万円ぐらいなんでしょ

うか。30年度になると平均の寄付金額がぐっと減る。今年もその傾向に変わりはないでしょうか？

○織田財務課長

今年度9月末の実績で136件と答弁しましたが、寄付金額につきましては339万円余でございます。

○よしまた議員

そうすると一件当たりの寄付金の平均額はちょっと下がっている傾向にあると思うんです。これは制度上の問題が根本にあると思いますので、(県のみなさんの)努力の中の結果だと思えますので、がんばって頂きたいと思えますし、全体から言うと億の単位のマイナスが毎年出ていると言うのは認識しておく必要があると思います。

以上で終わります。

《企画政策部に関連する質問》

【付託案件】

○よしまた議員

議案第1号「一般会計補正予算(第一号)案」にかかわって二点質問します。

まず、<支出2款2項4目 総合交通対策費>青森・佐井航路維持事業費補助についてお聞きします。

この制度の概要について教えてください。

○奈良交通政策課長

青森・佐井航路は、生活航路のほか、防災上の避難航路としての機能も有していることから、県は、むつ市及び佐井村への支援として、両市町村が運航事業者の欠損に対して補助するのに要する経費の一部を補助するものです。補助スキームにつきましては、まず国が航路の運航事業者でありますシーライン株式会社に対して同社の単年度欠損相当額の約二分の一を補填し、その残りについて補填をしたむつ市及び佐井村に対して県が一定のルールに基づき応分の負担をするという仕組みに

なっております。具体的には船舶の減価償却費相当額や金利相当額、船体の法定検査費用など、船体を維持していくための固定的な経費の二分の一を上限とし、この上限額と地元市町村負担額の二分の一の額とのいずれか低い額を、むつ市及び佐井村に対して補助するものです。

○よしまた議員

今回提案されている議案は、二つの選択肢がある訳ですが、どちらの方でしょうか？

○奈良交通政策課長

県の上限額と市町村の負担の二分の一のいずれか低い額に付しましてですが、県の上限額が算定されておりまして、そちらの方を採用して補助しているものでございます。

○よしまた議員

つまり船体を維持するための二分の一ですね。こちらが提案されている。

青森・佐井航路の利用状況及び支出状況の推移についてお聞きします。

○奈良交通政策課長

青森・佐井航路の旅客輸送状況は、小学生を0.5人と計算いたしますと、平成28年度が5,638人、平成29年度は7,551.5人、平成30年度は6,957人、年間7,000人程度で推移しております。

乗船率は、旅客定員96名に対して、平成28年度が6%、平成29年度及び平成30年度が7%となっています。

また、経営収支の状況につきましては、平成28年度は収入8,340万円に対し、支出2億2,660万円で、欠損が1億4,320万円、平成29年度は収入3,310万円に対し、支出1億9,090万円で、欠損が1億5,780万円、平成30年度は収入3,316万円に対して、支出1億8,365万円で、欠損が1億5,049万円となっております。

この欠損相当額分を国、むつ市及び佐井村がシーライン株式会社に対して補助することにより、収支均衡が図られているということになります。

○よしまた議員

利用数及び利用率なんですけど、これは平成29年度の、多分、本会議か質疑かと思うんですが、吉田議員への質問に対しよう答えています。平成28年度の乗船客数がぐっと減ってるんですね。前年度よりも。その際なぜ減ったのかと聞かれて、こう（議事録に）書いています。

“新たな船員の習熟訓練中の海難事故により、会社が所有する船であります「ポーラスター」の船底部分を破損し、その修理の間、代船として運航した船がいずれも小型だったので、欠航便数が増加したことによって減っている。前の年までは10%前後を保っていた乗船率が、平成28年度は減っている”という答弁があります。

それで先ほどの答弁だと、28年度は6%29年度、30年度は7%であり変わっていないんですが、この28年度に説明された事情がまだ改善されていないという事で理解して良いのでしょうか？

○奈良交通政策課長

28年度の状況は改善されているという風に受け止めておりますが、利用者が減少している。人口減少であったり、観光客の減少だったりと言う事もあるかと思いますが、そこはちょっと詳しく分析してございませんが、恐らくそういう理由で利用者が減少したのになっているという事だと理解しております。

○よしまた議員

平成28年度のこの事態というのは止むを得ない事だったんだと思うんですけど、それが改善されてもなお、回復していないという実情だという事は分かりました。

なぜそうなっているのかと言うのは別にしても、とにかく事態その物は改善されたけれども、乗船率は改善されていないという事が分かりました。

そうすると、いま県が補助しているのは二つの選択肢の内、低い方と言うのがスキームなんですか？ このスキームがなぜ導入され

たのか。平成24年度補正予算審議の際、当委員会できう答えています。

利用者であり受益者である佐井村及びむつ市において、この航路の欠損を縮小する、そういった努力を促したいという意味で上限枠と言う考え方を導入した。

先ほど会社そのものの欠損額も1億5千万円ぐらいいだということで答弁がありました。1億5千万ぐらいいの欠損と言うのは変わっていないんです。変わっていない。しかしスキームをつくって、つまり補助額を減らしているのはなぜかという、キャップを付ければ自助努力やるだろうという事でキャップを付けた。上限枠を付けたと。しかしそうはなっていない。この上限枠は上手く機能していると考えていますか？

○奈良交通政策課長

ここの所のシーラインのですね、収支報告を見ますと、1億5千万程度で推移をしております。これは利用者がですね減少する中であってもそれなりの経営努力などをしてですね、赤字の増加を食い止めてると言いますか努力しているという風に考えておりますけれども、一方で県の補助金額に付きましては、ここ三年程、2千万強から3千万位内で収まっていると言うような事でございますので、それなりの効果と言いますか、出ているのではないかなと言う風に考えられると思います。

○よしまた議員

答弁にありましたように、この路線は生活航路であると共に防災上の位置付けもあります。しかし利用している人は観光の方が多いと。じゃあ観光目的でぐっとやれば良いじゃないかと提案されても、これは離島航路だからなかなかそうはいかない。これは国が頭が固いんだという答弁が過去にありました。その事情は変わっていないんだと思います。

ぜひ大切な航路ですから、利用者数をどう増やすかということが結局採算を規定しますので、利用促進、観光目的も多いわけですから、それに見合う航路の発信をしていただきたいと。イルカが見れるとホームページにあ

りますが、そういう事も含めて努力されているので、その努力を实らせていただきたいと思いますと思うんです。

本航路の利用促進に向けて県はどのように取り組んでいるかご説明ください。

○奈良交通政策課長

青森・佐井航路は、乗船客数の減少が続くなど運航を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります事から、県ではむつ湾内の関係市町村及び運航事業者とともに、むつ湾内航路活性化推進会議を設置し、観光客の一層の増加に向けて、旅行エージェントに対して商品造成の働きかけや広告費の助成などを行っております。

また同推進会議では、地元の子ども達に乗船体験を通じて航路の重要性・利便性を理解してもらうため、小中学校の遠足や体験学習で利用した場合の旅客運賃の助成を行い、将来の利用者の掘り起こしも狙いとする利用促進策にも取り組んでいます。

県といたしましては、むつ市及び佐井村を始め関係市町村運航事業者と連携を密にして、引き続き、青森佐井航路の利用促進に努力していきます。

○よしまた議員

<歳出2款2項6目 情報管理費> 社会保障番号制度の対応についてお伺いします。

まず補正予算の概要についてお聞きします。

○野藤情報システム課長

さる6月4日に開催された第4回デジタルガバメント閣僚会議において、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針が決定され、消費税引き上げにともない、消費を平準化する対策として、令和二年度にマイナンバーカードを活用した消費活性化策を実施する事が示されました。

この決定内容を踏まえ、各自治体は必要な環境整備に取り組むことされた事から、県としては個人番号利用カード整備費補助金を活用して、消費活性化策に向けた準備を行う事とし、県民に対する国の消費活性化策の周知

やマイナンバーカード取得促進のための地元紙への広告掲載のほか、県内市町村を対象とした説明会の実施について所要の経費を計上している所です。

○よしまた議員

マイナンバーカードを使えば自治体ポイントがついて消費活性化になるという筋書きをPRするための予算を付けた、と言う事だと思えます。

消費活性化策においてマイナンバーを利用するに至った経緯を教えてください。

○野藤情報システム課長

平成30年11月に開催されました国の未来投資会議等における経済政策の方向性に関する中間整理において、消費税引き上げに伴う駆け込み・反動減に対応して、中小小売業に関する消費者へのポイント還元支援策等を集中的に実施した後、さらに消費の活性化を図る観点から、その後の一定期間の措置として、マイナンバーカードを活用して、国の負担でプレミアムポイントを付与する検討を進めることが示されました。

これを受けて、本年6月のマイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針において、マイナンバーカードを活用したポイント付与や健康保険証利用を初め、さまざまな利活用の拡大に向けた方策が示されたところです。

さらに、同じく6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2019、いわゆる骨太の方針において、官民でのタスクフォースで対策の具体的なあり方について検討を行うこととされ、現在は、去る9月30日に立ち上げられた官民協議会において、消費活性化策におけるマイナンバーカード活用制度の具体化に向け、検討が進められていると聞いております。

○よしまた議員

マイナンバーカードを使ってプレミアムポイントを付与するという答弁でしたが、これは自治体ポイントの事で良いんですか？

○野藤情報システム課長

現在検討されているものについては、自治体ポイントは別の形のポイントを作りまして、それにプレミアムポイントを付けていくという事で検討されているという風に聞いています。

○よしまた議員

そうすると自治体ポイントとは別の新しいポイントを作る。ポイントいっぱいではなくなる。何がわからないかと言うと、なぜマイナンバーカードを使えば消費が活性化するかわからないんですよ。

分かろうと思って総務省のホームページを見てみました。マイナンバーカードを活用した消費活性化策というサイトのリンクが張ってあったので（そこを）見ましたら、でっかい字で、具体的な理由は現在検討中です、と書かれていました。どうやら総務省もわからないそうです。

現在使える自治体ポイントはいくつありますか？

○野藤情報システム課長

現在自治体ポイントに参加している県内の自治体については、外ヶ浜町と中泊町となっております。

○よしまた議員

自治体ポイントが使えるのはその二つだけ。

その二つだけに限って聞きます。商店街では使えますか？

○野藤情報システム課長

現在、町内の店舗では使用できる状態となっておりますので、インターネットのオンライン専用サイト名物チョイスで使える形となっております。

○よしまた議員

名物チョイスで使う際にも、自治体ポイントから直接ポイントが移動する訳じゃなくて、様々中間的にポイント登録してやっと使えるんですね。

自治体ポイントですら、使える自治体は青森県広しと言えど2町。しかも2町で、その商店街に行けば使えるのかと言うと、店舗では使えない。あくまでもネット上の話だと。ネット上の話なのに2町。自治体ポイントでさえそうなのに別の新しいポイントを作ってどうするんだろうと思うんです。

ここまで無理をしないと消費税増税は呑み込めないのか？そんな財源があるなら消費税増税しなきゃ良いじゃないかと。

結局、マイナンバーカードが自治体ポイントじゃない新たなプレミアムポイントと一体となったとしても、消費活性化になるかは疑問です。広告を打つ必要性も感じません。今回提案された予算は235万円。全額国庫支出金を財源にするとはいえ、県の担当者が時間を割いて担っていく事になります。

マイナンバーカードの普及を目論んでいるのか、消費財増税に伴う対策のメニューを増やしたいからなのかよくわかりませんが、効果が感じられないこうした事業には賛成できないと述べて終わります。

【所管事項】

○よしまた議員

青森・ソウル線の状況について取り上げます。最近の日韓関係の悪化に胸を痛めておられて、青森・ソウル便と言うのは、良いのか悪いのか別にして、これまで県が手立てを講じて維持してきた航路であった訳ですが、それが悪影響を及ぼされているという風に考えます。

そこでまず、青森・ソウル便の利用状況について伺います。

○奈良交通政策課長

青森・ソウル線の今年の4月から9月までの利用状況でございますが、速報値でございますけれども利用者数が1万5,914人、利用率は70.8%となりまして、前年同期と比較いたしますと、利用者数は3,432人の減少、利用率は6.3ポイントの減少となっております。このうち日本人の利用者数は、3,987人で前年度比182人の減、全体の

75%を占めます外国人の利用者数は11,927人で前年同期比3,250人の減となっています。

直近の9月の実績でございますけれども、全体の利用者数は2,140人で、前年同月比1,082人の減、利用率は55.1%で、前年同月比22.8ポイントの減と利用者数・利用率とも減少した所であり、これは日韓関係の悪化により、韓国国内での訪日旅行の自粛の動きが広がっていることが問題と考えられます。

○よしまた議員

この低下傾向は、多分夏まで日韓関係の問題が起こるまではそれほど見られなかった現象だと思うんですが、そういう認識で良いでしょうか？

○奈良交通政策課長

今年の7月までは利用率が宜しくてですね、対前年度比を見ましてもプラスで推移してきたんですが、8月の実績がですね62.2%の利用率でして、対前年度比でみますと23.9%と言うことで、8月から落ち込み始めたという風に考えております。

○よしまた議員

青森・ソウル便が本県にもたらす効果をどのように認識しているのでしょうか？

○奈良交通政策課長

平成7年4月に就航した青森・ソウル便は、来年4月に就航25周年を迎えます。

青森・ソウル線を運航する大韓航空は、アジア屈指のハブ空港である仁川空港を拠点として、世界120以上の都市に就航しており、大韓航空青森支店によりまして、今年1月から9月の実績では、中国、東南アジア、ヨーロッパ等、世界38ヶ国の方々が青森・ソウル線を利用したという事です。

このように青森・ソウル線は、本県から世界に開かれた窓として、国際交流の推進及び海外との交流人口の拡大に大きな役割を果たしています。

また同支店によりまして、今年4月から9

月までの実績では、韓国人の利用者が全体の約60%を占めているとの事です。青森・ソウル線を利用して来県する韓国人観光客は、旅行日程が3日間や4日間程度と比較的短く、県内のみを周遊し青森空港から帰国する個人旅行者が多いと聞いています。

冬季スケジュールとなります10月下旬以降におきましては、韓国人観光客が、紅葉を始め、スキー・温泉・八甲田の樹氷・ストروب列車などといった観光コンテンツを目的に本県を訪れる事により、外貨獲得によりまして本県経済の活性化が期待される所です。

○よしまた議員

出ていくという事を見ても、先ほどの答弁をお借りすると「本県から世界に開かれた窓」だと。すごいなと思いましたが、今議会が始まる前に、三村知事が青森県のインバウンドは東北を牽引するとおっしゃっていて、そういう意気込みだと事実そうだと思うんですが、その牽引する窓が、出る方も入ってくる方もそういう役割を果たしてるんだろうと思うんです。とりわけ3日、4日で本県に滞在する方が多いと。それから紅葉・スキー・温泉、まさにこれからの時期が一番——言葉が適切かわかりませんが、一番の稼ぎ時になってくると思うんです。こういう時にこういう実態で良いのか？ と言うことになると思います。ぜひ頑張っていただきたいと思うんですが、青森・ソウル線の利用促進に向けてどう取り組んでいるのか教えてください。

○奈良交通政策課長

9月10日付けで大韓航空から発表されました青森・ソウル線の今年の冬季スケジュールの運航内容は、昨年と同様、水曜・金曜・日曜の週3便で運航を継続し、12月21日からは火曜・土曜日を加えた週5便の運航になっております。

青森・ソウル線につきましては今後も厳しい状況が続くと見込まれておりますが、県といたしましては、路線の維持と安定運航を目指して、引き続き魅力あるソウル旅行商品や仁川空港で乗り継ぐビヨンドソウルによる旅行商品の造成など、日本からのアウトバウン

ドを中心とした利用促進対策を、青森空港国際化促進協議会等と連携して行う事としています。

また北東北3県、北海道ソウル事務所や日本政府観光局ソウル事務所を通じ、現地の情報収集につとめますとともに、仁川空港での乗り継ぎによる中国や東南アジアの誘客についても大韓航空と連携して取り組んでいくとしております。

○よしまた議員

ぜひ大いにがんばっていただきたいと述べて終わりたいと思います。

《危機管理局に関連する質問》

【付託案件】

今回提案されている二本は、表と裏と言うかどちらもあっせんに関わる事だと思いますので、両方に関わる話をして質問したいと思うんですが、東京電力ホールディングス株式会社に損害賠償請求をした費用などの概要と、原子力損害賠償紛争審査会へのあっせんを申し立てるとした理由についてうかがいます。

○古川防災危機管理部長

県ではこれまで、東北地方太平洋沖地震にともなう原子力発電所事故により放出された放射性物質の対策に要した費用等について、東京電力ホールディングス株式会社に対して、損害の賠償を請求しており、平成26年度及び平成27年度の、一つとして県産農産物の放射性物質検査等、二つとして八戸港表層の海水の人工放射線各種の検査及び、三つとして岩木川流域下水道の下水汚泥焼却灰の放射能測定に要した費用並びに、四つとして原発事故の警戒区域等において警察活動に従事した警察職員の手当で約5,930万円について請求した所でございます。

これについて同社からは、本件事故に関する法令、政府指示に基づかない費用等は、賠償の対象にしないという趣旨の説明があり、これらを除いた約5,744万円を賠償する見

込みとなっている事から、合意に至らない額について、原子力損害賠償紛争審査会へあっせんを申し立てることとしたものでございます。

なお同審査会から和解案が示された場合には、検討の上、適切に対応してまいる事としております。

○よしまた議員

いくつか種類があるようですが、大別すると先ほど答弁あったように四種類に分かれる。県産の農林水産物など食料に関わる食品の流通に関わる分野、八戸港の海水の問題、三つ目に岩木川の流域の汚泥の焼却灰、それから警察活動と四つに分類できるようです。

この議案を見て痛感したのは、原発事故とはこういう事だよと言う事なんです。

放射性物質は検出されていない。あるいは放射線量は基準以下だという事なんです、しかしそれを心配する人がいる以上はその声に答えて検査を続けて行かなければならないという事になる。それを県が出して東電に賠償を求めている。答えてくれた分は歳入で、答えてくれなかった分は斡旋でと言う組み立てですね。

誰かが（放射性物質の影響を）心配しているんですね。誰が心配するのかを聞こうと思ったら、色々みなさんの事情もあるようなので、私の方で調べてみました。

先ほど四分類のうち警察活動を除いた三つで言いますと、県産農林産物のうち野生キノコは四つの市と町の出荷制限解除するために行っている。畜産は大手小売店からの要望を受けた食肉事業者が検査を求めている。農産物については海外市場に安全性を証明するための検査という事でした。また岩木川の下水道汚泥の焼却灰については、これを製品化する大手企業の求めに応じてセシウムの有無を検査している。八戸港の検査を求めたのは、八戸港へ関わる企業などが加盟する団体です。それは製造・流通などあらゆる企業が名を連ねておまして、この中には東北電力まで含まれています。

つまり事故から八年、「大丈夫」「安全だよ」と言ったところで、検査を欲してる人達がい

る。終わった検査もありますから、欲してた人達がいる。誰が欲していたのかと言うと、海外市場であり、大手小売店であり、大小様々な製造業であり、流通業者であり、東北電力でもある、という事になります。これらは当然国内市場も連なっております。

こういう不安の声に県には答える義務はありません。義務はないけど検査を行っている。私は誠実に県が対応されていると思うんです。それを東電が払うのも当然だと思います。東電に請求するのも当然だと思います。従ってこの法案には賛成すると言う事を表明して終わります。

【所管事項】

○よしまた議員

昨日、関西電力の社長及び会長が会見を行い、例の金銭授受に係わる会見を行いました。関西電力の社長さんは日本原燃の会長でもあります。

原発マネーの還流、それから受注をしていた企業からお金を貰っていたという仕組み。それらが原発推進の為に必要だという事で行われていたと。

大きな問題だと思っております、これから議会全体で取り組んでいく必要があると思っております、一言所見を述べました。

災害時の食料備蓄について伺います。昨年1月の当委員会で、古村議員が災害時の食料備蓄の取り組み状況について質問をしています。その際、県は、県災害備蓄指針を踏まえて必要な食糧備蓄整備に努めると答弁されています。その後、同年3月に災害備蓄指針策定されました。

食料備蓄の整備はどうなったのか、取り組み状況をお聞きします。

○古川防災危機管理課長

本県における災害に備えた食料備蓄の取り組み状況についてお答えします。

県では災害に備えた食料備蓄をはじめとする物資の備蓄について、大規模災害発生時に、物資の流通が確保されるまでの間の被災者の避難生活に必要な備蓄の目標を定め、県・市

町村・県民自主防衛組織・事業所等における、計画的な備蓄の推進に資する事を目的とした青森県災害備蓄指針を平成30年3月に策定いたしました。

この指針において、災害時に必要な物資の備蓄は自助共助による事を基本とし、公助による備蓄については、自助・共助による備蓄を補完する事を基本方針とした上で、市町村にあっては県民の備蓄物資が被災し、その一部または全部が使用できない事を想定して、被災者の避難生活に必要な物資を備蓄する事とし、県にあっては市町村の備蓄を補完するため、被災者の避難生活に必要な物資を備蓄する事としております。

このような基本的な考え方を踏まえて、食料の備蓄については、大規模な災害の発生から物資の流通が確保されるまでの間に、県民が備蓄している食料の一部が被災により使用できなくなり、その不足分を市町村と県が連携して確保する事を想定して県で備蓄すべき具体的な品目や、必要量について検討しているところでございます。

○よしまた議員

確認的な質問ですが、災害時に必要な物資という中に食料が入るという事で良いですか？

○古川防災危機管理課長

はい。物資の中には食料は含まれてございます。

現在、県が保有している備蓄物資は毛布等に限られており、食料は保有していない状況になっております。食料については災害が発生した際には災害時応援協定を締結した事業所から提供を受ける事としているところでございます。

○よしまた議員

もう一つ確認ですが、公助による備蓄は自助・共助を補完する目的で行う。つまり公助というのは県が入ると思うんですが、県による備蓄は自助・共助による備蓄を補完するところに食料備蓄の根拠を持っているという事で良いですか？

○古川防災危機管理課長

青森県災害時備蓄指針においては、本県の食料備蓄は、物資の流通が確保されるまでの間、つまり想定する3日間の内、県民の備蓄物資が被災により1日分つまり三分の一程度しか使用出来なくなる事を想定し、補完的に市町村が三分の一、県が三分の一を確保する事として備蓄の目標量を設定しております。

○よしまた議員

つまり量の問題は別にしても、必要な物資の中には食料も入ると。自助・共助を補完するという意味で、県も食料という現物を持つという事で理解しました。

位置付けその物が十分であるとは思わないですが、それでも食料備蓄に取り組もうという事ではあるようですので、さらに具体化をはかって頂けるように期待したいという事で終わりたいと思います。

以上です。

